

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

別紙1

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定訪問介護事業所のサービス提供責任者に助言を行うこと。なお、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等とサービス提供責任者と事前に方法等を調整するものとする。</p> <p>b 当該指定訪問介護事業所のサービス提供責任者は、aの助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で、①イの訪問介護計画の作成を行うこと。なお、①イの訪問介護計画には、aの助言の内容を記載すること。</p> <p>c 本加算は、①イの訪問介護計画に基づき指定訪問介護を提供した初回の月に限り、算定されるものである。なお、aの助言に基づき訪問介護計画を見直した場合には、本加算を算定することは可能であるが、利用者の急性増悪等により訪問介護計画を見直した場合を除き、①イの訪問介護計画に基づき指定訪問介護を提供した翌月及び翌々月は本加算を算定しない。</p> <p>d 計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及びの理学療法士等に報告すること。なお、再度aの助言に基づき訪問介護計画を見直した場合には、本加算の算定が可能である。</p> <p>(22) (略)</p> <p>3 訪問入浴介護費</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 指定訪問入浴介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い 訪問介護と同様であるので、2の(15)を参照されたい。</p> <p>(5) 注6の取扱い 訪問介護と同様であるので、2の(17)②から④までを参照されたい。</p> <p>(6) 注7の取扱い 訪問介護と同様であるので、2の(18)を参照されたい。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 介護職員処遇改善加算について 訪問介護と同様であるので、2の(22)を参照されたい。</p> <p>4 訪問看護費</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 訪問看護の所要時間について</p>	<p>(21) (略)</p> <p>3 訪問入浴介護費</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 訪問入浴介護事業所と同一の建物に居住する利用者に対する取扱い 訪問介護と同様であるので、2の(11)を参照されたい。</p> <p>(5) 注6の取扱い 訪問介護と同様であるので、2の(15)②から④までを参照されたい。</p> <p>(6) 注7の取扱い 訪問介護と同様であるので、2の(16)を参照されたい。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 介護職員処遇改善加算について 訪問介護と同様であるので、2の(21)を参照されたい。</p> <p>4 訪問看護費</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 訪問看護の所要時間の算定について</p>